

びわ湖まちかどむらかど環境塾（出前講座）実施要領

1 目的

びわ湖まちかどむらかど環境塾（以下「環境塾」という。）は、琵琶湖に関わる、または琵琶湖に関心のあるみなさんと一緒になって、琵琶湖の現状や課題、さらには私たちの暮らしと琵琶湖のつながりについて考え、琵琶湖を守る行動へとともに高めあっていくきっかけづくりの場にしていくこと、およびみなさんの琵琶湖への思いや既に取り組んでおられる先進的な事例などを汲み取り、県の施策に反映させていくことを目的とする。

2 対象

環境塾は、自治会等の地域自治組織、NPO、事業者等によるイベントや研修、学校等の総合学習や課外学習等にて開催する。ただし、次に掲げるものは除くものとする。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治活動または宗教活動を目的とするもの
- (3) その他、滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課長（以下「琵琶湖保全再生課長」という。）が適さないと判断したもの

3 内容

環境塾の内容は、環境塾の実施を希望する者（以下「申込者」という。）と琵琶湖保全再生課長が次に掲げる事項に関して調整の上、講演形式、ワークショップ形式またはディスカッション形式により実施するものとする。

- (1) 「マザーレイク 21 計画（第 2 期改定版）」
- (2) 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」、「琵琶湖保全再生施策に関する計画」
- (3) 各地域における琵琶湖を守るための取組事例
- (4) 琵琶湖の現状や課題
- (5) 地域や個人の琵琶湖との関わり方
- (6) その他琵琶湖の総合保全に関連する事項

4 開催日時および場所

- (1) 講座の開催日時は、原則として、滋賀県職員の執務時間に関する規則第 1 条に規定する執務時間（土日祝日および年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日までの日）を除く日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで）とする。ただし、琵琶湖保全再生課長が特に認めた場合はこの限りではない。
- (2) 講座の開催場所は原則として県内とする。ただし、琵琶湖保全再生課長が特に認めた場合はこの限りではない。
- (3) 講座開催会場については、原則として申込者が確保し、設営するものとする。

5 申込み

- (1) 環境塾の申込みは、年間を通じて随時受け付ける。
- (2) 申込者は、集会等が開催される概ね3週間前までに、「びわ湖まちかどむらかど環境塾」申込書（様式第1号）により郵送、FAXまたは電子メールで琵琶湖保全再生課長に申し込むものとする。

6 職員等の派遣の決定

- (1) 琵琶湖保全再生課長は、前条の規定による申込みがあった時は、申込者の希望を考慮し日程を調整の上、職員等の派遣の可否を決定し、申込者に連絡する。
- (2) 琵琶湖保全再生課長は、特に必要があると認めるときは、前項の決定に条件を付すことができる。
- (3) 環境塾における話題提供者は、滋賀県職員および地域で活動される方々ならびに必要に応じ琵琶湖保全再生課長が依頼した専門家等とする。

7 費用の負担

- (1) 会場の確保・設営等に係る費用は、原則として申込者の負担とする。
- (2) 職員等の派遣および資料（有料資料を除く。）に係る費用は、琵琶湖保全再生課の負担とする。
- (3) コピーや印刷物を資料として用いる場合は、申込者に原稿を渡し、印刷を依頼することができる。

8 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項は、琵琶湖保全再生課長が別に定める。

なお、環境塾の対象となる事業のうち、県の機関がその事務局またはその一員として直接参画する協議会等の事業の費用については、琵琶湖保全再生課からの令達により当該機関が執行するものとし、その細目については、琵琶湖保全再生課長が別に定める。

付 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

平成25年7月17日改正

平成26年4月1日改正

平成27年9月30日改正

平成28年4月6日改正

平成30年3月27日改正